

答 申 第 1 1 1 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和8年6月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和7年7月25日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき行った県に相談した際の対応記録に関する保有個人情報開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「県の機関」という。）が、令和7年7月30日付けで行った保有個人情報の開示をする旨の決定（以下「本決定」という。）について取り消しを求めるというものである。

3 審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

審査請求人が行った開示請求に対し、全部開示と決定しているにもかかわらず、侮辱発言、パワハラ、障がい者虐待等記録の欠落があるため、真正な文書の速やかな再開示を求める。

開示された文書には、文書の改ざんや未記載の部分があるため、原本の確認と調査及び結果報告を求める。

また、担当職員名、記録作成日、ページ番号が記載されていない等の形式上の不備や手続的瑕疵があるため、これらが解消されたものを再度開示してもらいたい。

既に審査請求人が市に提出済の、障がい者虐待調査申立書の内容も含め、県・市双方で適正な調査と対応を強く要求する。

決定通知と開示した資料を比較した表の作成、障がい者が理解可能な記載方法や補足資料の提供等の合理的配慮を求める。

4 県の機関の説明要旨

県の機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

障がい者虐待相談を受けた場合は「相談・通報・届出受付票」を作成することとなっており、審査請求人から聴き取った内容を記載した受付票は全部開示している。審査請求人から請求のあった保有個人情報を含む文書は、審査請求人に手交したものが全てであり、真正なものである。

本決定を行った公文書については改ざんや隠蔽、事実齟齬等は見当たらず、開示した文書は真正なものであるため、再度の開示は必要ない。未記載の部分については聞き取れなかった部分や、記載不要と判断された部分であり、記載漏れや不備には当たらない。したがって、審査請求人が求める調査及び結果報告は不要である。

開示した「相談・通報・届出受付票」について、作成者欄には作成者の押印があり、対応者欄には対応者の氏名が記載されており、記録作成日においては各書類の右上に記

載されている。ページ番号については、あくまで所定の様式に沿って作成した受付票に、審査請求人から提出された資料をそのまま添付したものであり、意図的にページ番号を付記していないわけではない。

審査請求人が要求する県・市双方での適正な調査や対応について、県と市の間でその都度、連絡や情報共有等を行っており、既にその要求を満たしているものである。

また、審査請求人に関する保有個人情報、審査請求人に手交したものが全てであり、審査請求人が要求する新たな資料を作成することについては、本件審査請求の趣旨から逸脱したものであるため、対応することはできない。

上記のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本決定は妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び県の機関の主張を具体的に検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 本決定の妥当性について

審査請求人は、開示された保有個人情報には記録の欠落があると主張する。

一方で、県の機関は、障がい者虐待相談を受けた場合は「相談・通報・届出受付票」を作成することとなっており、審査請求人から聴き取った内容を記載した受付票は全部開示している。また、改ざん等は行われておらず、審査請求人に対して手交した開示文書は真正なものであると主張する。

県の機関の主張に特段、不自然、不合理な点は認められず、他に本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在すると認める理由もない。

したがって、県の機関の本決定は、妥当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、文書の改ざんや未記載、形式的不備や手続的瑕疵、虐待調査の要求、合理的配慮等その他種々主張するが、当審査会は、県の機関が行った本決定の妥当性について審査するものであり、これらの主張について判断するものではない。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 11 . 27	・ 諮問書の受理 ・ 県の機関を経由して審査請求人から反論書の受理
R 7 . 12 . 3	・ 県の機関に対して対象公文書の提出依頼
R 7 . 12 . 12	・ 県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 8 . 3 . 16	・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の再確認
R 8 . 5 . 20	・ 書面審理 ・ 県の機関の補足説明 ・ 審議 (令和8年度第2回第2部会)
R 8 . 6 . 17	・ 審議 ・ 答申 (令和8年度第3回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	須 川 忠 輝	同志社大学政策学部准教授
委 員	田 中 亜 以	司法書士
委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。